

2023年1月4日 全6頁

株主総会資料の電子提供制度適用開始②

TOPIX500 採用会社の9割が株主総会日3週間前よりウェブ掲載

金融調査部 研究員 矢田歌菜絵

[要約]

- 令和元年改正会社法により株主総会資料の電子提供制度が始まる。この制度は、2023年3月1日以降に開催される上場会社等の株主総会の資料を、原則として株主総会日の3週間前までに、紙ではなく電子的に提供する制度である。本来は任意で定款変更を行い、本制度を利用することを定款で定めている会社が対象である。ただし、上場会社等は法令の下、実質的に本制度の強制適用を受けることになる。
- 本制度適用開始前（2021年9月～2022年8月開催の株主総会を対象）のTOPIX500採用会社において、株主総会資料を株主総会日の3週間前には東証上場会社情報サービスに掲載していた上場会社は、全体の89%であった。また、本制度適用のための定款変更決議をすでに株主総会に付議した上場会社は、全体の95%であった。
- 大多数の上場会社が株主総会日の3週間前には株主総会資料を電子的に掲載しており、本制度の適用開始によって株主総会情報の早期発送などに対応できない上場会社が続出するといった大きな混乱が生じる可能性は低い。

株主総会資料の電子提供制度の概要

令和元年改正会社法（会社法の一部を改正する法律^{1, 2}）により株主総会資料の電子提供制度（以降、本制度）が創設された^{3, 4}。2022年9月1日に令和元年改正会社法の一部が施行され、2023年3月1日以降に開催される上場会社等の株主総会にて株主総会資料の電子提供制度が適用される。なお本稿では、特段の断りがない限り大会社かつ公開会社を対象にしている。

株主総会資料の電子提供制度とは、株主総会参考書類や計算書類、事業報告等といった株主総

¹ 法務省「会社法の一部を改正する法律について」（2022年3月29日更新）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00001.html

² 横山淳「会社法改正法、成立」（2019年12月12日付大和総研レポート）

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20191212_021187.html

³ 横山淳「会社法制（企業統治等関係）要綱案② 株主総会関係の見直し」（2019年2月21日付大和総研レポート）

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190221_020644.html

⁴ 矢田歌菜絵「株主総会資料の電子提供制度適用開始①」（2022年12月20日付大和総研レポート）

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20221220_023496.html

会資料を株主に書面（紙）で提供するのではなく、原則として、株主総会の日から3週間前の日、または招集通知の発送日のいずれかの早い日までに、自社のホームページ等に掲載することで株主総会資料（に掲載すべき情報）を提供する制度である。本制度は株主総会資料の電子提供措置を定款で定めている会社を対象としているが、上場会社等では実質的に強制適用となる。本制度の適用を受ける場合でも、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載した旨やそのウェブサイトの URL 等については、株主総会の招集の通知時に書面等で株主に通知することになる。掲載された株主総会資料は、株主総会の日後3ヶ月を経過する日までの間継続して同ウェブサイトに掲載され続ける必要がある。

本稿では、株主総会資料の電子提供制度に係る定款変更の付議状況や株主総会資料のウェブ掲載による情報参照期間の状況等を見ていく。

定款変更や株主総会資料の電子提供の状況～TOPIX500 採用会社を対象に～

1. 施行日前1年間（2021年9月～2022年8月開催分）の株主総会における定款変更の付議状況

本制度に関する令和元年改正会社法施行日である2022年9月1日に、上場会社等において株主総会資料の電子提供制度を定めるための定款変更決議を行ったとみなされる。そのため、上場会社等は個別に定款変更決議を行わなくても、法令の下、強制的に本制度が適用されることとなるが、上場会社等においては株主総会にて株主総会資料の電子提供制度を定めるための定款の一部を変更する議案を、施行日前の株主総会ですでに付議している会社も多い。

産業競争力強化法に基づくバーチャルオンリー株主総会^{5, 6, 7}の開催を可能にするための定款変更や事業内容の多角化による事業目的の追加にかかる定款変更に伴って、令和元年改正会社法に基づく株主総会資料電子提供措置に係る定款変更決議案を提出したとみられる会社もあった。

TOPIX500 採用会社の施行日前1年間（2021年9月～2022年8月開催分）の株主総会において提出された議案のうち、令和元年改正会社法に基づいて電子提供制度を定める定款変更に係るものを提出したのは474社（全体の95%）であった。ちなみにバーチャルオンリー株主総会に係る定款変更決議を行ったのは56社（うち53社が電子提供制度の定款変更と併せて付議）であった（図表1, 2）。

⁵ 経済産業省「場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）に関する制度」
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/virtual-only-shareholders-meeting.html

⁶ 小林章子『『バーチャルオンリー株主総会』が創設〔前〕』（2021年8月24日付大和総研レポート）
https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20210824_022482.html

⁷ 小林章子『『バーチャルオンリー株主総会』が創設〔後〕』（2021年8月27日付大和総研レポート）
https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20210827_022489.html

図表 1 施行日前 1 年間の株主総会資料電子提供措置（会社法改正）等に係る定款変更の状況

株主総会における議案	社数
会社法改正に係る定款変更	474
うち、定款変更済み	446
バーチャルオンリー株主総会に係る定款変更	56
上記の両方に係る定款変更	53

図表 2 会社法改正に係る定款変更の状況（決算月別）

決算月	企業数	会社法に係る定款変更議案を提出
1月	1	1
2月	18	18
3月	383	378
4月	2	2
5月	5	5
6月	6	0
7月	0	0
8月	4	1
9月	5	0
10月	2	0
11月	3	1
12月	70	68
全体	499	474

（注 1）対象は、2022 年 8 月末時点の TOPIX500 採用会社 499 社。TOPIX500 採用会社 500 社のうち、1 年以内に上場した 1 社を除いている。

（注 2）2022 年 10 月末時点入手可能な各社の株主総会資料掲載の情報より集計。

（出所）各社株主総会資料より大和総研作成

2. 施行日前 1 年間（2021 年 9 月～2022 年 8 月開催分）の株主総会における株主総会資料参照期間

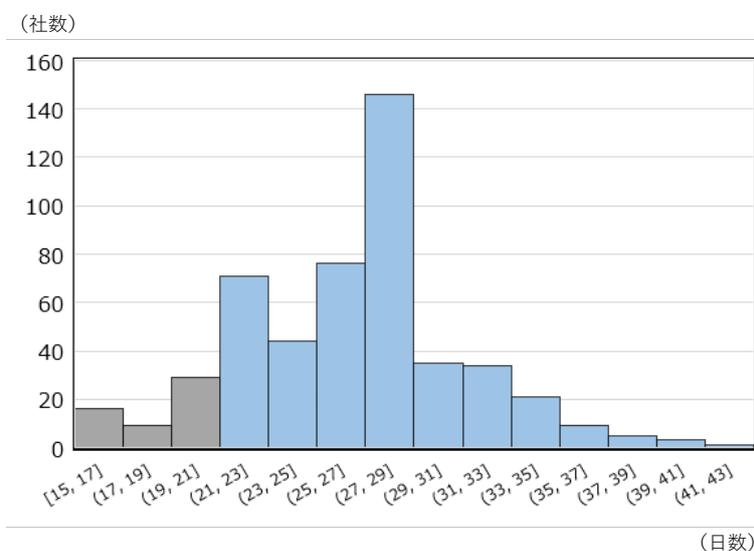
本制度の導入により、株主総会資料の株主への原則的な提供方法は、株主総会資料の送付（紙での提供）か株主総会資料のウェブ掲載（電子提供）かの違いが生じる。しかしながら、株主に株主総会資料を提供すべき期限を見れば、本制度の開始によって上場会社等は株主総会資料に掲載すべき情報を 1 週間前倒して株主に提供しなければならないことになる。

本節および次節では、令和元年改正会社法の定めにある「株主総会の日の 3 週間前の日」以前に株主総会資料のウェブ掲載を行っている割合を見る。TOPIX500 採用会社（2022 年 1 月設立の 1 社除く）のうち、東証上場会社情報サービスに株主総会資料をアップロードした日を調べ、株主総会資料のウェブ掲載時期を特定した。この方法で、実務上どの程度株主総会資料の電子的な提供への対応が進んでいるのかを確認できる。ただ、東証上場会社情報サービス上でのウェブ掲載日と自社のホームページ等ウェブサイトへの掲載日にずれがあることも考えられる。特に、会社が自社ホームページ等ウェブサイトでは 3 週間より前に株主総会資料をウェブ掲載している一方、招集通知を発する日に同資料を東証上場会社情報サービスに掲載している場合も考えられることには注意が必要であるが、その数は多くはなく、株主総会資料のウェブ掲載の傾向を把握するには大きな影響はないだろう。

その結果、TOPIX500 採用会社のおよそ 9 割が株主総会資料の東証上場会社情報サービスへのウェブ掲載を株主総会日より 3 週間前に既に行っており、電子提供制度に対応可能な状況と見込まれることがわかった。3 月決算企業に限って見ると、92%の会社が本制度適用前から株主総

会資料の早期の電子提供を行っていた。

図表 3 株主総会資料ウェブ掲載日から株主総会日までの日数



(注 1) 対象は 2022 年 8 月末時点の TOPIX500 採用会社 499 社。TOPIX500 採用会社 500 社のうち、1 年以内に上場した 1 社を除いている。

(注 2) 2022 年 10 月末時点で、「東証上場会社情報サービス」に掲載されている株主総会日から株主総会資料縦覧日までの日数。

(注 3) 2021 年 9 月から 2022 年 8 月末までに開催された株主総会について集計している。

(注 4) 株主総会資料の訂正版や修正版を提供している場合は、訂正版等ではなく最初に株主総会資料が掲載された日を採用している。

(注 5) [15, 17]は、「15 日以上 17 日以下」、(17, 19]は「17 日より長く 19 日以下（即ち、18 日以上 19 日以下）」を表す。

(注 6) 青く塗りつぶされているグラフは株主総会資料縦覧日から株主総会日まで中 3 週間以上、灰色で塗りつぶされているグラフは中 3 週間未満であることを示す。

(注 7) 注 6 については、株主総会資料縦覧日から株主総会日まで中 3 週間が必要であると解されることにつき、大審院昭和 10 年 7 月 15 日判決（大審院民事判例集 14 巻 1401 頁）、岩原紳作編『会社法コンメンタール 7-機関(1)-』82 頁（青竹正一執筆）（2013 年、商事法務）などを参照。

(出所) 東証上場会社情報サービスより大和総研作成

TOPIX500 採用会社の株主総会（2021 年 9 月～2022 年 8 月開催分）に関する情報提供の実態を詳細に見てみる（図表 4）と、株主総会資料のウェブ掲載日から株主総会日までの日数（**情報参照期間**）は平均値が 27 日、中央値が 28 日であった。また、株主総会資料のウェブ掲載が最も集中するのは株主総会日の 28 日前で TOPIX500 採用会社の 15%、次いで 29 日前に 14%、さらに次いで 27 日前に 9%だった。なお、情報参照期間が 3 週間以上であったのは全体の 89%で、4 週間以上であったのは全体の 36%であった。

他方、TOPIX500 採用会社の情報参照期間を営業日で数える（図表 5）と、平均値が 20 営業日、中央値が 21 営業日であった。さらに株主総会資料のウェブ掲載は株主総会日の 18～23 営業日前に集中していたことがわかった。また、平均値である 20 営業日以上前に株主総会資料のウェブ掲載を行っていたのは TOPIX500 採用会社の 62%であった。

図表 4 株主総会資料ウェブ掲載日から株主総会日までの日数別企業数（決算月別）

	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
1月														1														
2月			1	1			1	1	1			2	2	2	2	1	2	1		1								
3月	4	1	4	1	2	4	15	20	29	11	26	22	40	58	58	19	7	13	14	13	5	6	3	2	3	1	1	1
4月													1		1													
5月		1			1					1		2																
6月							1			1		1	1					1		1								
7月																												
8月		1					1	2																				
9月			1			1	1		1							1												
10月							1								1													
11月					1			1			1																	
12月			3	2	1	1	4	5	10	4		4	2	13	9	4	1	2	3	1							1	

(決算月)

(注 1) 対象は 2022 年 8 月末時点の TOPIX500 採用会社 499 社。TOPIX500 採用会社 500 社のうち、1 年以内に上場した 1 社を除いている。

(注 2) 2022 年 10 月末時点で、「東証上場会社情報サービス」に掲載されている株主総会日から株主総会資料縦覧日までの日数。

(注 3) 2021 年 9 月から 2022 年 8 月末までに開催された株主総会について集計している。

(注 4) 株主総会資料の訂正版や修正版を提供している場合は、訂正版等ではなく最初に株主総会資料が掲載された日を採用している。

(注 5) 赤枠は改正会社法により電子提供すべき最遅の日（株主総会資料提供日から株主総会開催日まで中 3 週間）。

(注 6) 灰色枠は株主総会資料の電子提供制度適用以前に、株主総会資料を書面にて発送すべき期間の最終日。すなわち株主総会資料提供日から株主総会開催日まで中 2 週間。

(注 7) 注 5、6 については、株主総会資料縦覧日または株主総会資料発送日から株主総会日までそれぞれ中 3 週間、中 2 週間が必要であると解されることにつき、図表 3 注 7 参照。

(出所) 東証上場会社情報サービスより大和総研作成

図表 5 株主総会資料ウェブ掲載日から株主総会日までの営業日数別企業数（決算月別）

	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
1月										1											
2月			1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1								
3月	4	1	6	5	15	24	46	31	47	62	59	27	18	16	6	8	5	1	1	1	
4月									1		1										
5月		1	1			1		2													
6月					1	1			1	1			1		1						
7月																					
8月		1			1	2															
9月	1			1	1		1					1									
10月					1						1										
11月			1			1			1												
12月	1	2	3	1	4	8	8	7	3	13	8	6	4	1						1	

(決算月)

(注 1) 対象は 2022 年 8 月末時点の TOPIX500 採用会社 499 社。TOPIX500 採用会社 500 社のうち、1 年以内に上場した 1 社を除いている。

(注 2) 2022 年 10 月末時点で、「東証上場会社情報サービス」に掲載されている株主総会日から株主総会資料縦覧日までの日数。

(注 3) 2021 年 9 月から 2022 年 8 月末までに開催された株主総会を集計している。

(注 4) 株主総会資料の訂正版や修正版を提供している場合は、訂正版等ではなく最初に株主総会資料が掲載された日を採用している。

(注 5) オレンジ枠は 20 営業日（平均値）。

(出所) 東証上場会社情報サービスより大和総研作成

先述したように、TOPIX500 採用会社の株主総会資料の情報参照期間が 4 週間以上であったのは TOPIX500 採用会社の 36%であり、20 営業日以上前に株主総会資料のウェブ掲載を行っていたのは同 62%であったことがわかった。

このことから、すでに TOPIX500 採用会社の多くが株主総会資料のウェブ掲載を令和元年改正会社法の定めにある「株主総会の日」より前倒ししていることがわかる。本制度の適用開始によって、株主総会情報の早期発送などに対応できない上場会社が続出するといった大きな混乱が生じる可能性が低い。

さいごに

TOPIX500 採用会社のおよそ 9 割が、本制度開始前の 2021 年 9 月から 2022 年 8 月開催の株主総会について、株主総会日の 3 週間以上前から株主総会資料をウェブ掲載していることがわかった。2023 年 3 月 1 日以降の本制度の適用開始によって、大きな混乱が生じる可能性は高くないとみている。

株主総会資料を自社のホームページ等ウェブサイトに掲載する際に留意した方が望ましい点として、①株主総会資料を掲載するウェブサイトのサーバーログ等の保管や、②そのウェブサイトの新着情報等で株主総会資料を掲載した旨の周知が挙げられよう。

①サーバーログ等の保管については、会社が会社法を遵守し、株主総会日の 3 週間前日に株主総会資料を電子提供していることの証跡や、サーバー等が不測の事態で急遽ダウンする等の中断が発生した場合に救済措置を受けるための証跡として必要であろう。

②新着情報等での周知については、株主保護の観点から、株主が十分な参照期間をもって議案等を熟慮するためにも、株主総会資料の電子提供を開始した旨を明らかにすることが期待される。実際、新着情報等で株主総会資料をウェブ掲載した旨を周知する会社は少なく、株主総会関連ページに株主総会資料がいつのまにかアップロードされ、掲載日時が明示的にわからない場合も多かった。

このような点にも注意が向けられると、株主への情報提供の環境整備がさらに充実することになるのではないだろうか。本制度の適用開始によって会社からの情報提供の内容や提供時期が株主にとってさらに充実したものとなり、会社と株主の関係強化につながることをぜひ期待したい。